

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月二十二日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和八年三月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山口県美祢市大嶺町東分一三八四番地の一

医療法人社団玄晴会
清算人 来島 孝晴

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十二月九日文科科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山形県酒田市飯森山三丁目五番地の一

学校法人東北公益文科大学
清算人 上野 隆一

解散公告（第二回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

神奈川県足柄下郡湯河原町門川四四一番地
一ジャンボー湯河原一階 医療法人遥波会
清算人 栗原 崇

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月十四日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

新潟県新潟市江南区茜ヶ丘二番一号

医療法人社団吉田医院
清算人 吉田眞佐人

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

岐阜県中津川市山口九八番地の二八

宗教法人開弘院
清算人 研谷 昌志

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

兵庫県伊丹市口酒井一丁目四番二三号

玄徳寺
清算人 源 淳道

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十六日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

島根県松江市乃白町二二四番地

松江市乃白田和土地区画整理組合
代表清算人 持田 光敏

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月二十日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

福岡市南区大楠三丁目一八番一八号

医療法人渋谷レディーズクリニク
清算人 渋谷 孝博

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

佐賀県佐賀市神野東四丁目二番八号

医療法人浜崎整形外科
清算人 高屋三由貴

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

熊本市中央区呉服町二丁目三六番地一

医療法人社団惠藤会
清算人 藤木 崇弘

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

札幌市中央区宮の森一条十六丁目七番三七号

レジデンス宮の森内
レジデンス宮の森管理組合法人
清算人 ラッツリフ芳

解散公告（第三回）

当法人は、北海道知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

札幌市白石区南郷通二十一丁目南五番四一号

医療法人社団EVEウイミズクリニク
清算人 小泉 基生

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の理事会及び評議員会の決議により、令和八年三月三十日埼玉県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県幸手市大字幸手三九三

学校法人中村学園
代表清算人 並木 昭憲

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十二日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、令和八年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県さいたま市南区文蔵三丁目二七番三三

医療法人屋成外科胃腸科医院
清算人 屋成 信行

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

新潟県十日町市妻有町西二丁目二番地三

ロイヤルブラザ二E
ゼンセン同盟十日町織労
清算人 板場 俊樹

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

鹿児島県奄美市名瀬長浜町一三番七号

医療法人中村歯科
清算人 中村 繁

令和七年度決算公告

当法人は、令和八年三月三十一日現在の貸借対照表の要旨（単位：千円）

資産の部

資産の部計

負債及び正味財産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年四月二十七日

鹿児島市上福元町六八六番地一

公益財団法人霊園開発協会
代表理事 森山 道成